

神戸市都市公園条例施行規則の一部改正（案）について（概要）

1. 改正の趣旨

(1)海浜公園

海浜公園は令和3年11月より、須磨海浜水族園及び海浜公園のポテンシャルを活かし、須磨海浜公園エリア全体の魅力を向上することを目的として、平成29年度に創設された都市公園における民間資金を活用する新たな整備・管理手法である「P-PFI制度」を活用した再整備を行っています。

この再整備により、有料公園施設として新たに海浜公園の集会室を設置し、令和5年9月1日から供用を開始するにあたって、下記のとおり、神戸市都市公園条例施行規則に供用日及び供用時間を定めることについて、意見を募集いたします。

(2)ポートアイランド南公園

ポートアイランド南公園は管理の適正化や公園の活性化を目的として、既存施設の改修工事などを進めています。

この事業により、有料公園施設として新たにポートアイランド南公園の駐車場を位置付け、令和5年4月1日から供用を開始するにあたって、下記のとおり、神戸市都市公園条例施行規則に供用日及び供用時間を定めることについて、意見を募集いたします。

2. 改正案の概要

第5条第1項第2号の表における有料公園施設に海浜公園の集会室及びポートアイランド南公園の駐車場を加え、供用日及び供用時間を定めます。

※海浜公園の集会室及びポートアイランド南公園の駐車場については、令和5年第1回定例市会（2月議会）で、神戸市都市公園条例の改正により、有料公園施設に追加する予定です。

【追加項目】

| 都市公園名 | 有料公園施設 | 供用日 | 供用時間 |
|-------------|--------|----------------|--------------|
| 海浜公園 | 集会室 | 1月4日から12月28日まで | 午前9時から午後5時まで |
| ポートアイランド南公園 | 駐車場 | 1月1日から12月31日まで | 終日 |

3. 施行予定日

(1)海浜公園に関する改正

令和5年9月1日

(2)ポートアイランド南公園に関する改正

令和5年4月1日

4. P-PFIについて

平成29年の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のことです。

都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「P-PFI」と呼称します。